

もう一つの『日本目録規則 1965 年版』批判

—石田公道の著作論—

和中 幹雄

はじめに

和漢書も洋書も対象とし、著者基本記入方式に基づく国際標準原則（パリ目録原則）に準拠し、正面から国際化を実現した日本最初の標準目録規則であると評価されている『日本目録規則 1965 年版』（NCR1965）は、第二次世界大戦後、ダウンス報告に基づき、日本図書館協会目録委員会において最初に策定された著者基本記入方式であるが和漢書のみを対象とした『日本目録規則 1952 年版』（NCR1952）の改訂版である。しかし、12年後の1977年に記述ユニット・カード方式を採る『日本目録規則 新版予備版』（NCR1977）の登場とともに、標準目録規則としての役割を短命で終えることになる。しかも、国立国会図書館（NDL）が和漢書の目録記入に NCR1965 の適用を開始するのは 1971 年のことであり、1977 年には NCR1977 刊行と同時にその適用を開始したので、NDL が NCR1965 を実際に適用したのは 1971 年から 1976 年までのたかだか 6 年間に過ぎない。

NDL が NCR1965 の適用をためらったように、その立案・策定の時期からさまざまな批判があった。志保田務が NDC1965 を評価して「国際標準への準拠が少しばかり急ぎ足に進められ、日本の図書館の現実がおきざりにされたとの感を与える改訂であったと言えよう」と述べている¹⁾が、目録作業省力化・簡略化の立場からの批判、記述独立方式という排列機能を重視した目録機能論の立場からの基本記入方式批判、あるいは、和漢書の伝統や慣習に合致しないという批判など、さまざまな立場からの批判が行われた。

本稿で紹介しようとする漢学者である石田公道による NCR1965 批判は、上記の批判の類型から言えば、「和漢書の伝統や慣習に合致しない」という批判の類型に入るが、伝統的な書名記入論者とは異なって、著者基本記入方式の原則を評価しながらも、NCR1965 の基本記入の標目の選択規定における大きな不備を具体的に指摘したものであった。この指摘は、NCR1965 から NCR1977 へ移行してゆくなかで、筆者が知るかぎりでは、ほとんど議論されることなく忘れ去られていった。基本記入の標目の選択という一見して時代遅れのテーマに見えるが、歴史の彼方に埋もれさせるにはあまりにも惜しいだけでなく、FRBR の考え方をわが国に定着させるためにも重要な論点を多く含んでいる貴重な論考であると考えるので、その概略を紹介することにした。

1. 石田公道の著作と略歴

漢学者であり、当時は北海道教育大学教授であった石田公道は、1966 年から 1972 年の

7年間にわたって、NCR1965の標目規定を批判する論考を立て続けに発表している。そして1973年以降は、図書館学関連の論文発表はぱたりと止んでしまう。

NCR1977の「目録委員会報告」によると、1970年1月に第12期委員会（小田泰正委員長）が発足し、翌1971年5月再任された第13期委員会は、「同年6月第18回委員会においてNCR1965年版の暫定修正の作業を中止し、標目未記載ユニット・カードを前提とする新版の作成に着手することを決めた」とある²⁾。このような標目未記載ユニット・カードや記述独立方式採用に向けた大きな流れは、石田の著者基本記入方式を前提とした上でのNCR1965批判を掻き消していったように思われる。

著者基本記入方式の眼目は、基本となる標目を一つ選ぶということ（だけ）にあるのではなく、記述対象となる資料がどのような著者数や著作活動の種類やその組み合わせで成立しているかを把握した上で目録記入を作成するという点にある。これは伝統的な文献目録や書目の作成と同じ立場である。

石田は、このような観点から漢籍の成り立ちから始まって、本格的な著作論を展開しようとした。しかし、図書館界において賛同も批判もされずに、その価値が見出されずに忘れ去られていったようである。詳細な調査は行っていないので勝手な憶測の域を出ないが、それら一連の批判論文に応える賛否両論が全く発見することができない点から、おそらく、石田は図書館界に見切りをつけたのではないかと推測できる。

埋もれさせるにはあまりにも惜しい論考を紹介する前に、石田公道とはどのような人物かを簡単に見ておきたい³⁾。

<石田公道（イシダ、コウドウ）略歴>

- 大正3（1914）年2月 佐賀県に生まれる
- 昭和6（1931）年3月 佐賀県立佐賀中学校卒業
- 昭和12（1937）年3月 大東文化学院高等科卒業
- 昭和12（1937）年5月 佐賀県立佐賀中学校教諭
- 昭和17（1942）年7月 北海道函館師範学校教諭
- 昭和19（1944）年5月 西部四十八部隊（久留米市）に入隊、同年9月召集解除
- 昭和25（1950）年5月 北海道第一師範学校教授。7月より9月まで図書館学研修のため東京に出張、10月以降、館長補佐を併任、約15年間附属図書館の仕事に携わる
- 昭和27（1952）年4月 北海道学芸大学（1966年4月以降、北海道教育大学）教授
- 昭和52（1977）年3月 定年退官

この略歴で見ると分かるように、彼は図書館利用者としての経験しかない一般的な大学教員や名誉職としての図書館長経験者ではなく、学校図書館および大学図書館の実務をかなり長期にわたって経験している大学教員であり、次のような学校図書館に関する論考も

ある。

「学校図書館をどうして作るか-1-北海道学校図書館の現状とその対策」『学校図書館』15, 1952.1,
p. 56-58

「学校図書館をどうして作るか-2-北海道学校図書館の現状とその対策」『学校図書館』16, 1952.2,
p. 46-47

「学校図書館と整理技術—事務用目録の整備について〔特集・学校図書館の諸問題〕」『図書館学会年報』17(1)23, 1971.10, p. 44-49

大学教員としての専門は漢学であり、また万葉集の研究も行っており、大学紀要等に発表している図書館学以外の論文には次のものがある。定年退職後に刊行した自費出版ないし地方出版の著書がある。

「墨子書の篇目と傳本について」『學藝：北海道學藝大學機關誌』1(1), 1949.2, p. 26-31

「伯夷叔齊伝説考」『人文論究』1, 1950

「大田錦城の尚書学(一)」『學藝. 第一部』3(1), 1951.9, p. 39-45

「古賀毅堂」『人文論究』4, 1951.9, p. 60-76

「大田錦城の尚書注釈書について」『語学文学会紀要』3, 1965.3, p. 1-11

「大田錦城の尚書学(二)」『北海道学芸大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』16(1), 1965.8, p. 45-53

「短歌行私見」『語学文学』5, 1967.3, p. 63-70

「陶淵明：その時代と環境」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』19(1), 1968.9, p. 16-24

「陶淵明「飲酒二十首」について」『語学文学』7, 1969.3 p. 51-60

「桓玄と陶淵明」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』20(2), 1970.1, p. 61-72

「中国における序文の源流」『図書館資料論集：仙田正雄教授古稀記念』1970.9, p. 43-65

「劉裕と陶淵明」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』21(2), 1971.2, p. 57-71

「帰去来の辞について」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』22(1), 1971.9, p. 6-21

「陶淵明の交游」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』22(2), 1972.1, p. 83-98

「山上憶良における中国的志向」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』23(1), 1972.9, p. 1-15

「大伴旅人における中国的志向 I」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』23(2), 1973.2,
p. 99-110

「柿本氏についての一考察」『語学文学』11, 1973.3, p. 1-15

「大伴旅人における中国的志向 2」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』24(1), 1973.9,
p. 15-27

「有馬皇子の歌について」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』25(1), 1974.8, p. 1-14

「大伯皇女の歌について」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』25(2), 1975.2, p. 1-11

「大津皇子の自傷歌」『語学文学』14, 1976, p. 11-18

- 「長歌の衰退についての一考察」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』26(2), 1976.2, p. 1-11
- 『孤雲抄』1977.2, 322 p. (自伝)
- 『大和紀行』(石田公道編) 道新文化センター, 1986.7, 202 p.
- 『万葉の歌人たち』1987.8, 310 p.
- 『万葉の旅』(石田公道編) 道新文化センター, 1988.12, 313 p.

石田が1966年から1972年の7年間にわたって発表したNCR1965の標目規定批判に関わる論文は次の15点である。

- 論1 「中国の無著者名古典について〔論文〕」『図書館学会年報』13(1)17, 1966.8, p. 69-72
- 論2 「中国地誌の標目について〔論文〕」『図書館学会年報』14(2)19, 1967.11, p. 6-9
- 論3 「撰という字の意味：和漢書の著者表示についての一考察〔第16回研究大会発表論文〕」『図書館学会年報』15(2)21, 1969.8, p. 93-96
- 論4 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 1: 春秋以前における著作意識」『図書館界』21(5), 1970.1, p. 154-159
- 論5 「諸版」についての質疑」『図書館界』22(2), 1970.7, p. 49-55
- 論6 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 2: 諸子百家の書における著作意識」『図書館界』22(3), 1970.9, p. 82-93
- 論7 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 3: 注釈書の発達と著作意識」『図書館界』22(4), 1970.11, p. 147-153
- 論8 「講義書の意義〔論文〕」『図書館学会年報』16(1)22, 1970.12, p. 19-21
- 論9 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 4: 注釈書の発達と著作意識(2)」『図書館界』22(5), 1971.1, p. 179-184
- 論10 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 5: 注釈書の発達と著作意識(3)」『図書館界』23(1), 1971.5, p. 8-14
- 論11 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 6: 史書の発達と著作意識」『図書館界』23(2), 1971.7, p. 50-63
- 論12 「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 7: 小説における著作意識」『図書館界』23(4), 1971.11, p. 144-160
- 論13 「『諸版』の意義〔第18回研究大会発表要旨〕」『図書館学会年報』17(1)23, 1971.10, p. 7-9
- 論14 「勅撰書の問題点〔研究ノート〕」『図書館学会年報』18(1)25, 1972.6, p. 25-27
- 論15 「注釈書の標目について」『図書館界』24(2), 1972.7, p. 62-71

以下、彼の指摘を具体的に見てゆきたい。彼が問題としたNCR1965の条項は、主として

「第 8 章 無著者名の著作」と「第 9 章 既存の 1 著作に関係のある著作」および「付録 3 無著者名古典統一標目表」の 3 箇所である。

2. 無著者名古典の規定について

石田が NCR1965 の規定を批判する論考を最初に発表したのは、1966 年 8 月の『図書館学会年報』に掲載した論 1「中国の無著者名古典について」であり、NCR1965 の「付録 3 無著者名古典統一標目表」の不備を指摘したものであった。彼は付録 3 に掲載されている中国の古典に関する標目 19 種（大戴礼、元朝秘史、儀礼、韻鏡、爾雅、金瓶梅、孝経、孔子家語、黄帝内経、礼記、列子、山海経、戦国策、詩経、書経、周礼、春秋、楚辞、水滸伝）がなぜ選ばれたのかにまず疑問を呈している。

NCR1965 は、この表作成の方針を次の 6 点挙げている⁴⁾。

1. この標目表は日本の無著者名古典を中心として編集し、ローマ字つづり（ヘボン式）のアルファベット順に排列したものである。
2. 中国およびその他の諸外国の無著者名古典については、比較的有名なものに限り、わが国でも翻訳されているものを採用した。
3. 日本の無著者名古典については、私立大学図書館協会関東部会研究部目録分科会が作成した「無著者名古典統一標目表（試案）」を参照した。
4. 標目の文字がかなで表わされる諸外国の無著者名古典で、読みの形が原語と同じ場合は、原つづりまたはローマ字に翻字した形によって排列した。
5. この表は国際会議の申合わせにより、各国別の無著者名古典統一標目表が完成したときは、いずれ補充する予定のものである。
6. 中国のもので、これまで無著者名古典として扱ってきた論語、老子、荘子など四書、諸子百家に含まれるものは、列子を除いていずれもこの規則では無著者名古典としては扱わないこととした。

彼が問題にするのは、方針 2 と 6 である。方針 2. については、「比較的有名なものに限り」と言いながら、「たとえば五経の中の周易（易経）のような中国の代表的な作品が除外されているか」と思うと、黄帝内経というような作品が収められている。このような一般には名前も知られていない而も医学の本がなぜここに収められているかその理由がよく判らない」（論 1, p. 69）と疑問を呈している。

この点は漢籍に限らない。「花さか爺、一寸法師、こぶとり爺さん、桃太郎、浦島太郎、兎と亀、文福茶釜、といったようなものは 3 枚から 10 枚程度の江戸時代の絵本である。これらの本は一冊の独立した本として標目をとることは極めて稀であろう。（岩波版日本古典文学大系はお伽草子としてこの類の本を一括している）。このような作品はいちいち挙げて

いたら、もっと他に挙げなければならない作品が沢山あるであろう」(論 1, p. 69) ともっともな指摘をしている。

しかしより重要なのは方針 6. についてである。「著者が判明した作品ならばともかく、著者がはっきりしていない本をこのように勝手に申し合せだけで改変してよいものだろうか」と指摘する。「[論語のような] 形式の本は新目録規則では合集という条項を適用すべきであり、又学問的にも孔子の著作でないことは既に証明されているものを何故無著者名古典としては扱わないのか」(論 1, p. 70) と怒る。彼の批判と提案は次のとおりである。

たとえば易経や論語や老子というような本は中国でも最も古い時代の作品であり、著者も明らかでなく、長い年月に亘って中国の人々の精神生活のささえとなり、日本の思想界にも大きな影響を与えたものである。中国の人達はこれらの書を数ある中国の古典の中でもその代表的な古典として尊崇してきたのである。

これらの諸作品に著者があるならばいざしらず、著者の表示もないものを無著者名古典のグループから除外するというのは無暴と言おうか、滑稽と言おうか真に理解に苦しむものである。

従ってこのように明らかに間違っている部分は次の版から削除するか訂正するかして欲しい。(論 1, p. 72)

この要望に対して次の版ではどのようになったであろうか。次の版となる NCR1977 では、簡略な「無著者名古典・聖典統一標目表(例示)」が用意されただけであったが、「論語」と「老子」はこの表に収録されている⁵⁾。また NCR1977 を本版化した現行の NCR1987 では、無著者名古典を規定する「第 26 章 統一タイトル」は任意規定となり、目録委員会が作成する「無著者名古典統一標目表」はなくなった。その代わりに、図書館整理技術研究会編の「無著者名古典・聖典統一標目表」が付録 4 として収録されている。この統一標目表を見ると、上記の指摘はある程度反映されている。

「付 4.1 日本・東洋編」に掲載されている方針は次のとおりである⁶⁾。

- 1) 日本古来の昔話のほとんどは、無著者名古典であるので、統一タイトルを統一標目とする。
- 2) 仏教などの宗教の聖典は、統一タイトルを標目とする。
- 3) 萬葉集などの勅撰書(歌集)は、無著者名古典ではないが、無著者名古典に準ずる扱いとした。その他、統一タイトルを単独で用いる形の、注釈書や訳書など多くの版が出版されている著作を含めた。
- 4) 標目は片かなで表示する。この表では、図書館整理技術研究会の原案のまま平がなとする。

日本古来の昔話については方針 1)として明記され、「花さか爺」のような具体的な作品名はリストから削除された。中国の古典については、どのような方針に基づいているか不明であるが、「四書、諸子百家」のうち、「論語」と「老子」だけが追加されている。仏典については、「法華経」だけがリストアップされている。

リストアップの内容を見る限り、この表は図書館整理技術研究会が NCR1965 をベースに微調整をして作成したようであるが、中国の古典については、どのような基準で取捨選択したかは明示していない。

「著作」の識別を基本とした目録作成から書誌単位（体現形のタイトルから始まる一連の書誌的事項の集合）の識別を基本とする目録作成に移行するとともに、NCR1987では「統一タイトル」は任意規定となり、かつ全国書誌作成機関である国立国会図書館が、1977年に NCR1977 採用を機に統一タイトルの付与を放棄したため、無著者名古典を通じて「著作」とはなにかの議論を深める契機を失い 40 年近くが経過することとなった。NACSIS-CAT の「目録情報の基準」においても、「中国語図書の無著者名古典を含む古典、聖典（及びその部編）の同一著作に対しては、原則として、1 レコードを作成する」といったレコード作成マニュアル以上の規定は見られない。

石田は、NCR1965 の条項の批判にあたって、1970 年 1 月から 1971 年 11 月に、「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識」と題する論文を 7 回に亘って『図書館界』に連載している。春秋以前における著作に始まり、諸子百家の書、注釈書の発達、史書の発達、小説まで、上代からの漢籍の成り立ちの変遷を具体的に追究する、きわめて興味深い論文である。ここではその内容は紹介できないが、関心のある方は直接論文を是非読んでもらいたい。

無著者名古典の条項に関連するのは、論 4「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 1: 春秋以前における著作意識」と論 6「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 2: 諸子百家の書における著作意識」である。

論 4 の冒頭に、これから論じる一連の論文「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識」の問題意識を次のように語っている。

NCR1952 では「編さんものは、編者を標目とする」(14 条)とし、標題紙上に“編”という著者表示があれば、その“編者”を標目に選ぶように規定され、形式的な著者表示に頼って標目を決定していた。それに対して、NCR1965 では、編者と著者を著者性という内容で区別することになった。そのため、図書の内容と性質を十分検討して、その標目を決定しなければならなくなった。これが出発点である。

例えば「撰者」という役割表示を示す語を例に取ると、NCR1965 の用語定義は次のようになっている。

撰者 (Author) : 一般には著者とほぼ同じである。

これに対して、石田は次のように述べる。

これによれば「撰」という文字の意味を「著」と同じようにみているようである。旧版 [NCR1952] は「編者の場合にも用いることがある」という定義であったが、新版 [NCR1965] では完全に削り去ってしまった。しかし和漢書の著者表示の実例を徴してみると、必ずしも「著」と同じように用いられているとは限らず、むしろ元来は「編」の意味に用いられているのである。それが後世「著」の意味にも用いられるようになったのである。

石田は、「確かに旧版が形式的な著者表示に頼って標目を決定しようとしているのに比すれば、一つの進歩的な考え方とすることができる」と NCR1965 を評価した上で、「日本目録規則 1965 年版が形式的な著者表示にたよらず、直接図書の性格によって標目を決定しようという立場に立つならば、和漢書の古典は改めてその内容や性格を再検討する必要があるであろう」と述べ、その再検討に向けて、漢籍についての歴史を追究したのが 7 つの論文であったと言える。

論 6 は、諸子百家の書のうち春秋戦国時代の儒学者・思想家の名を冠した、墨子、孟子、老子、荘子、荀子および韓非の書の成立と伝来を追ったもので、NCR1965 の規定との関連で次のように結論している。

今日まで残っている戦国時代の諸子百家の書といわれるものは、全く後世の編さんものであり、個人の著書は 1 冊も存在しない。しかしながら、まだ、みずから自分の著作にその名を冠して書を著わすという状態はかなり後世にならなければ発生して来ない。

日本目録規則が先秦の諸子百家の書を 1 個人の著作とみているのは大きな誤りである。日本目録規則の目録委員会はこの誤りを訂正しないならば、更に学問的批判にたえるその論拠を提供する義務があろう。(論 6, p. 93)

NCR1987 では基本記入の標目は存在しないので、目録作成機関がこれらの諸子百家の書をどのような著作と考えているかは明確ではないが、墨子、孟子、老子、荘子、荀子、韓非子の最近 (21 世紀になってから) の目録記入例には、これらの著作を個人の著作とする責任表示が頻出する。

<CiNii Books> (2014/02/27 現在)

墨子 / 墨子 [著]; 森三樹三郎訳. -- 筑摩書房, 2012.10. -- 302p. -- (ちくま学芸文庫)

孟子 / [孟子著]; 貝塚茂樹訳. -- 中央公論新社, 2006.4. -- 25, 248p. -- (中公クラシックス)

老子 / [老子著]; 小川環樹訳. -- 中央公論新社, 2005.4. -- 47, 148p. -- (中公クラシックス)

莊子 / [莊子著]；金谷治訳注. --岩波書店, 1994. -- 4 冊. -- (ワイド版岩波文庫)
莊子 / 莊子著；福永光司, 興膳宏訳. --筑摩書房, 2013. -- 3 冊. -- (ちくま学芸文庫)
荀子 / 荀子 [著]；澤田多喜男, 小野四平訳. --中央公論新社, 2001.5. -- 280p. -- (中公クラシックス)
韓非子 / 韓非子 [著]；西野広祥, 市川宏訳. --徳間書店, 2008.8. -- 443p. -- (徳間文庫；.中国の思想)

NDL-OPAC の記述は CiNii Books と微妙に異なるが、基本的には同じである。

<NDL-OPAC> (2014/02/27 現在)

墨子 / 森三樹三郎訳. -- 筑摩書房, 2012.10. -- 302p. -- (ちくま学芸文庫)
孟子 / 孟子 [原著]；貝塚茂樹訳. -- 中央公論新社, 2006.4. -- 25, 248p. -- (中公クラシックス)
老子 / 老子 [原著]；小川環樹訳. --中央公論新社, 2005.4. -- 47, 148p. -- (中公クラシックス)
莊子 / 金谷治訳注. --岩波書店, 1994. -- 4 冊. -- (ワイド版岩波文庫)
莊子 / 莊子 [著]；福永光司, 興膳宏訳. --筑摩書房, 2013. -- 3 冊. -- (ちくま学芸文庫)
荀子 / 荀子 [ほか著]；澤田多喜男, 小野四平訳. --中央公論新社, 2001.5. -- 280p. -- (中公クラシックス)
韓非子 / 韓非子 [著]；西野広祥, 市川宏訳. --徳間書店, 2008.8. -- 443p. -- (徳間文庫；.中国の思想)

これらの書籍の標題紙にも奥付にも著者名の記載がないにもかかわらず、諸子百家の思想家名が著者や原著者として責任表示に記載されているのは、NCR1987 の次の条項によっているであろう。

<NCR1987 改訂 3 版>

2.1.5.1A 図書のタイトル中に表示されている著者名等は、責任表示としても記録する。

<国立国会図書館適用細則>⁷⁾

2.1.5.1A タイトル及びシリーズ中に表示されている著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

国立国会図書館や大学図書館の書誌レコード作成者は、墨子も孟子も老子も莊子も荀子も韓非子も個人著作者として理解している。漢籍について素人の筆者が、その是非について確言はできないが、少なくとも標準的な書誌レコードを作成している機関は、石田が指摘するように、学問的批判にたえるその論拠を提供する義務があるのではないか。

なお、前述した図書館整理技術研究会編の「無著者名古典・聖典統一標目表」の方針は、その後、リストの内容に変更はないが、方針 3) の「萬葉集」が「古今和歌集」に変更され、方針 4) は削除されるなど、若干の修正が加えられている⁸⁾。「萬葉集」は勅撰書とは明言できないので「古今和歌集」に変更したと思われる。

3. 既存の1著作に関係のある著作について

NCR1965は、第2章と第4章および第6章から第10章において、基本記入の標目の選択を取り扱っている。基本記入の標目の選択は、著作の形式に基づいて行われる。第2章(12条)が「1個人の著作」、第4章(22条)が「1団体の著作」、第6章(42条～44条)が「多数著者の著作」、第7章(45条～46条)が「逐次刊行物」、第8章(47条～49条)が「無著者名の著作」、第9章(50条～56条)が「既存の1著作に関係のある著作」、第10章(57条～80条)が「種類の形式の著作」となっている。条項数は全部で41条ある。

前述した第8章の「無著者名の著作」における無著者名古典の扱いについての批判に続いて、石田が批判の矛先としたのは、第9章の「既存の1著作に関係のある著作」であった。第9章は次の7つの条項から構成されている。NCR1952で対応する条項が存在しないのは、「50 諸版」と「53 改訂、増補」である。

- 50 諸版
- 51 注釈書
- 52 翻訳書
- 53 改訂、増補
- 54 梗概書、翻案書、改作書等
- 55 続編、補遺
- 56 要語索引、一般索引

現在のFRBRの視点から見れば、第9章が「既存の1著作に関係のある著作」と名乗っているように、まさにこれらの条項は、著作と著作の関連、著作と表現形との関連、あるいは著作と体現形との関連に関わる条項である。もちろん、NCR1965の規定の目的は、基本記入の標目を選択することにあるが、石田が直接問題にしたのは、「50 諸版」と「51 注釈書」であった。

3-1 「諸版」について

まず、「50 諸版」を扱った論5「「諸版」についての質疑」を見ることにする。その規定は次のとおりである。

50 諸版

既存の1著作の校訂書、訓点書、批点書および解説等を加えた版、または抜粋、抄略版および絵入版等の標目の決定は、原著と同じように扱う。(副出:必要な編者等)

つまり、既存の1著作(原著)があって、その著作の校訂、訓点、批点および解説を加え

た著作あるいはその著作の抜粋、抄略、絵入版等の著作は、前者の既存の 1 著作と同様の標目選定基準に従うとしている。次の 8 つの例が示されている。

- 例 1 吉田 兼好
徒然草 西尾実校訂 (副出：西尾実)
- 例 2 近松 門左衛門
女殺油地獄・出世景清 藤村作校訂 (副出：藤村作)
- 例 3 資治通鑑 司馬光奉勅編集 胡三省音注 山名留三郎訓点 (副出：山名留三郎)
- 例 4 高 啓
高青邱詩鈔 李笠翁評 広瀬淡窓批点 広瀬旭莊撰 (副出：広瀬淡窓)
- 例 5 Goethe、Johann Wolfgang von
詩と真実抄 高橋健二訳 (副出：高橋健二)
- 例 6 前川 佐美雄
前川佐美雄歌集 亀井勝一郎解説 (副出：亀井勝一郎)
- 例 7 島崎 藤村
島崎藤村読本 その生涯と作品 山室静編 (副出：山室静)
- 例 8 朝日新聞
元旦号でみる朝日新聞 80 年

ここに引用した 8 つの例を示した上で、石田は「ここに示された諸例によって判断する
かぎり、目録委員会は「諸版」において一般学界の常識とかけはなれた解釈を示しており、
このような非常識な解釈を容認すれば、目録規則に混乱を生ずるおそれがある」と警告を發
している。

順番に見てゆきたい。

例 1 は「既存の 1 著作の校訂書」の例である。事例としても標目の選択基準としても問
題はない。この例は、FRBR 流に言えば、吉田兼好が著した「徒然草」という著作を西尾実
が校訂したテキスト（表現形）を体現した書籍である、ということになる。「標目の決定は、
原著と同じように扱う」とは、原著「徒然草」は吉田兼好という 1 個人の著作なので、2 章
の規定「1 個人の著作は、その著者を標目とする」に従うということの意味している。

では、例 2 は「既存の 1 著作の校訂書」と言えるであろうか。浄瑠璃の台本として作られ
た「女殺油地獄」や「出世景清」はそれぞれ独立した著作である。このような台本は、近松
の文学的評価が高くなり、「近松全集」や「近松浄瑠璃集」というような作品集が編さんさ
れてそれに収録されるようになる。「女殺油地獄」も「出世景清」もそのような作品集の中
の 1 篇であるが、藤村作はそこから 2 作品を選び校訂し合刻したものが「女殺油地獄・出世
景清」である。つまり、「既存の 1 著作の校訂書」ではなく、「既存の 2 著作に関係のある著
作」である。1 個人の作品集であるので、2 章の規定「1 個人の著作の合集は、その著者

を標目とする」に従うので、標目の選択の結論は正しいが、「諸版」の条項には該当しない。このような作品集や編さんものと言われるものは、FRBRの世界では「集合的著作」と呼ばれているものである。石田はこの「集合的著作」を明確に捉えていて、次のように述べている。

「諸版」というのは、この書が成立した以降において、さらにこの書を本として解説をつけたり図版を加えた図書が現われた場合に、この書の「諸版」という条件が発生するのであり、このように新規に合刻された本の場合は「諸版」はあり得ない。(論 5, p. 50)

例 3 は、「既存の 1 著作の訓点書」の例である。『資治通鑑』については、中国の史書を論じた論 11 で詳論されている。『資治通鑑』は、中国北宋の司馬光が、1065 年（治平 2 年）の英宗の命を受けて編さんした勅撰書であり、19 年という長い年月を経て次の神宗のときに至って完成した編年体の史書である。石田はその編さん過程を詳しく説明し、「司馬光は単に名目だけの撰者ではなく、人生の最も働き盛りを『資治通鑑』の編さんに打ち込んでいたといっても過言ではない」として、「このように歴史書の場合「撰者」として編さんの責任は極めて重要で、単なる資料の収集排列とは趣を異にしている。撰者の負うべき責任は、資料、文献の収集、資料の良否についての判断、それを排列する努力、それを起案、文章化する責任、それが撰者の史観によって一貫したものができたときに、個性ある特色をもった史書が誕生するわけである。『資治通鑑』はその稀にみる成功した例の 1 つである」として、撰者としての司馬光の重要性を指摘する。

この観点から例 3 を見ると、司馬光が奉勅編集した「資治通鑑」という編さん著作を、胡三省が音注を、山名留三郎が訓点を施した「既存の 1 著作の訓点書」であると言え、事例としては当てはまる。しかしながら、撰者により編さんされた著作に訓点を施して編さんされた訓点書を諸版の例として挙げるのは不適である。というのは、撰者も訓点者ともに編者であり、微妙な判断が伴うことがあるからである。ただし、FRBR 流に言うならば、撰者による編さんによって得られた成果は新たな「著作」（編さん著作）であるのに対して、そのような「著作」に訓点を施した成果は新たな「著作」ではなく、表現形であるという考え方が石田の論の背後にある。

石田は例 4 について、「この書は批点書の例として示されたものと思われるが、「諸版」の例としては適切を欠く」と述べている。ここには、「広瀬淡窓撰」とある。著者表示に「撰」と表示されている場合には、原著を改変してその責任が撰者にあることを意味している。この時点で新たな編さん著作が誕生すると捉えるべきである。広瀬淡窓が撰した「高青邱詩鈔」という既存の著作が存在するかどうか分からないが、著者表示に「撰」とある書籍を批点書の例とするのは不適であるというのが石田の指摘である。

石田は例 4 について、「この書は批点書の例として示されたものと思われるが、「諸版」の

例としては適切を欠く」と述べている。ここには、「広瀬淡窓撰」とある。著者表示に「撰」と表示されている場合には、原著を改変してその責任が撰者にあることを意味している。この時点で新たな編さん著作が誕生すると捉えるべきである。広瀬淡窓が撰した「高青邱詩鈔」という既存の著作が存在するかどうか分からないが、著者表示に「撰」とある書籍を批点書の例とするのは不適であるというのが石田の指摘である。

例 5 は、ゲーテの自伝『詩と真実』の高橋健二による抄訳であり、既存の著作の抄略でもあり翻訳でもある。抄訳『詩と真実抄』の原著は存在しない。

例 6 は、「既存の 1 著作に解説を加えた版」としての例であろう。しかしながら、前川佐美雄のそれまでの歌から取捨選択して編集された歌集で亀井勝一郎の解説付きで 1959 年に角川書店から刊行された『前川佐美雄歌集』以前には、この原著は存在しない。1959 年の時点で、『前川佐美雄歌集』という編さん著作が生まれたのである。

例 4～例 6 は、既存の著作を編集(翻訳)して新たな編さん著作を生み出した例であるが、編さん対象の著作の著者はすべて同一の個人であり、1 個人の著作である点に変わりはない。しかし、例 7 は異なる。『島崎藤村読本』は、山室静という編者が、藤村の意図に関わりなく、藤村のさまざまな作品の部分を資料として排列し、編者の文章を混じえて新たな著作を生み出したものである。この書籍の中心となる部分は引用した藤村の作品にあるのではなく、作品と作品の間につけられた編者の解説の部分にある。このように捉えるならば、この例は、「諸版」の例とする点でも、島崎藤村の著作と捉える点でも間違っている。

例 8 は「朝日新聞」の 80 年間にわたる元旦号の紙面を抜粋編さんし、新規の著作を作ったものであり、「既存の 1 著作」は存在しない。

以上見てきたように、多くの例が「諸版」の定義に該当しないが、問題は例の不適にあるのではなく、「諸版」の規定の仕方に問題があった、と石田は次のように指摘している。

・・・「版」というのは、同一図書の源流なり伝来なり、版元の種類を示すための用語であったわけである。ところが活字で図書が出版されるようになると、文字の異同や内容上の異同はなくなり、岩波版とか新潮社版というように出版社による区別や、私家版とか、愛蔵版というような特殊な場合に限られるようになって来た。

ところが古典の場合、いろいろな版があれば「諸版」を参照比較し、校訂を加えて定本を作るという作業が行われるようになる。「定本・万葉集」「校本・万葉集」などがその例である。これらはともに新規の著作ではあるけれども、「万葉集」を既存の 1 著作とみれば「諸版」と解することもできよう。

また個人が独力で、既存の著作を校訂したり、訓点を施したり、批点を施したりする場合がある。これらはいずれも本文をより読みやすくしたり、鑑賞するための作業であるので、文字による注釈や翻訳と区別するのである。「既存の 1 著作の校訂書、訓点書、批点書および解説等を加えた版」というのはこのように理解すべきではないか。(論 5,

p. 54-55)

以上に述べたところを要約すれば、「諸版」とは書籍の性質・形態・伝来等を表現する言葉であるから、「既存の1著作」についてのみおこる現象ではない。合作書や編さんもの、さては団体の著作の場合にも存在する可能性はある。それを「既存の1著作に
関係ある著作」という枠のなかで規定しようとしたところに問題がある。(論 5, p. 55)

3-2 「注釈書」について

NCR1952 と NCR1965 の両版の相違は、注釈書の扱いに典型的に現われている。

石田は、論 7、論 9 および論 10 において、中国における注釈書の発達を跡付けた後、論 10「中国における著作意識の発達：著作意識と編さん意識 5: 注釈書の発達と著作意識(3)」の末尾の「10 日本目録規則の注釈書の問題点」において、NCR1965 の標目選定の問題点を次のように述べている。

日本目録規則は図書の本質に即して標目を選定しようとい意図しているのは 1 つの進歩と言える。しかし注釈書に関してのみ、その著作の責任者でない標目を選定しようとした為に、注釈書の伝統を無視した結果となり、無意味な混乱をおこすこととなったのである。

目録規則は本来、主観的な判断の余地がないように規定せられなければ意味がない。これまで述べて来た条件下にあっては、注釈書に関する規定は、和漢書の伝統と実態と合致するよう再検討を迫られるであろう。(論 10, p. 14)

この「和漢書の伝統と実態と合致するよう再検討」を行ったのが論 15「注釈書の標目について」である。この論 15 を中心に、注釈書の規定の問題点を見てゆきたい。

両版の規定は次のとおりであった。

<NCR1952>	<NCR1965>
18 注釈書 注釈書は注釈者を標目とする。(副出：原著の標目) 二人以上の注釈者で、時を異にしているときは、最後の注釈者を標目とする。(副出：原著の標目、他の注釈者)	51 注釈書 既存の 1 著作の本文と注釈とからなる著作(注釈書)の標目決定は、原著と同じように扱う。(副出：注釈者)ただし、原著の本文があっても部分的または断片的で注釈者の著作であるものは、注釈者を標目とする。(副出：原著の標目)

ところが、1970 年刊行の『日本目録規則 1965 年版追加規則および修正・増補事項』に

において、条項 51 には、次の規定が追加されている。

目録検索上望ましい場合は、つぎの別法によってもよい。既存の 1 著作の本文と注釈とからなる著作（注釈書）の標目決定は、原著と同じように扱う。

ただし、つぎの場合は注釈者を標目とする。

- (1) 本文にくらべて著しく注釈の部分が多いもの。
- (2) 注釈を示すのが目的で本文が附随的なもの。

この別法の追加は、和漢書の伝統と実態と合致するように見直した結果であるというよりは、NCR1952 以来の実績との齟齬を解消するためであったのではないかと憶測できるが、いずれにしても、この追加規定によって、実はこの「注釈書」の規定は破綻することになっている。というのは、「ふつう「注釈書」というのは(2)の注釈を示すのが目的で本文が附随的なものをいうので、本文の多寡は注釈書の本質と関係はない」と石田が指摘するとおりだからである。

石田は、NCR1965 の規定について次の 5 点の問題点を 5 点挙げた上で、「注釈書の標目は注釈者とすべきである」とし、NCR1965 の「注釈書」の標目規定を NCR1952 の規定にできるだけ早く改めるように提案している。

- (1) 注釈書における著者性は注釈者にある
- (2) 注釈書判断についての問題点とその困難性
- (3) 注釈書の形態は時代の推移につれて変化する
- (4) 注釈書の形態を固定化することはできない
- (5) 注釈書は講義書と重複することがある

石田が指摘する第 1 の問題点は、著者を標目とする NCR1965 の基本原則を無視している点にある。「注釈書」は、注釈者がその書籍の著者として表示されているという和漢書の伝統に対して無関心であったことを示している」として、次のように説明する。

わが国に現存する最古の「注釈書」は聖徳太子の御撰といわれる『勝鬘經義疏』『維摩經義疏』『法華義疏』で、俗に『三經義疏』と称されるものである。これらの著作は本来注釈に該当する「疏」の部分だけで原文はそえられていない。このように「注釈書」は本来注釈の部分だけが独立して発生したもので、その著作の著者は当然のこととして注釈者でなければならない。『日本目録規則』が原文がつけられていない「注釈書」は、目録規則の上で「注釈書」として扱わないと規定するのは「注釈書」の本質に理解が足りなかったからである。(論 15, p. 63)

近世以前における「注釈書」の著者表示には、撰、纂、輯、編等の表示が用いられて

いるが、それはいずれも注釈者を以て充てられている。これは注釈ということに対して、校訂、批点、訓点等とは異なった独立した著作であるとの意識があったからだと思う。すなわち、校訂、批点、訓点等は原典というものを前提としてはじめて成立することができるのに対して、「注釈書」は原典とは別個に独立して成立することができるからである。(論 15, p. 63)

これらの指摘は、和漢書の世界における著作についての基本的な考え方を述べたものであり、FRBRにある次のような記述に対応するものであろう。

著作という観念が抽象的であるため、その実体の正確な境界線を定義することは困難である。著作を構成するものは何か、ある著作と他の著作の境界をどこに置けばよいかについての考え方は、事実上、文化の違いによって異なり得る。その結果、さまざまな文化や国民的集団によって確立された書誌的な慣習は、ある著作と他の著作の境界線を決定するのに用いる基準について異なることがある。(日本語訳, p. 23)

石田が指摘する第 2 の問題点の概要は次のとおりである。

NCR1965 の用語定義では、「注釈書」は次のように定義されている。

注釈書 (commentary) 原文の意味をときあかすために、注・解説等を入れた図書。本文とは別に出版されることもあり、本文に付随して出版されることもある。

用語定義では、本文とは別に出版されるものも「注釈書」としているのに対し、51 条ではそれらは「注釈書」として扱わないとしているので、「注釈書」を原著の標目に集中させるという NCR1965 が本来目指したはずの目的が実現不可能となる結果となってしまっている。

さらに次の 4 つの「注釈書」の例が示されているが、不適な例があるために混乱に拍車をかけている。

例 1 小林 一茶
評釈一茶のおらが春 勝峯普風評釈

例 2 慈円
愚管抄 丸山二郎校注

例 3 養老律令
詳解養老令 会田範治著

例 4 宮沢 俊義
憲法 改訂版

例 2 は「注釈書」でなく「校訂書」である。例 4 は、「原著の本文があっても部分的または断片的で注釈者の著作であるものは、注釈者を標目とする」という条文の例として挙げられているが、著者は「注釈書」として著わしたのではなく、当初から概説書として著わしたものである。

『日本目録規則 1965 年版実例集』に挙げられている例にも不適なものがある。

松尾芭蕉

芭蕉七部集 露伴評釈

東京 中央公論社 昭和 43

この書籍は、『冬の日』『春の日』『曠野』『ひさご』『猿蓑』『炭俵』『続猿蓑』の 7 種類の著作に対する幸田露伴の評釈に『芭蕉七部集』という総合書名をつけて刊行した合集である。しかも、これら 7 種類の著作は、成立の年次を異にし、芭蕉が編者ではない。またその内容も、芭蕉とその門人たちの連句であり、芭蕉の作品も 1 割か 2 割位にすぎない。このような合集は、「注釈書」であると否とにかかわらず、芭蕉が標目となることはない。

第 3、第 4 および第 5 の問題点は、注釈の実態は時代の推移や社会の要求につれて大きく変わっていく点、その形態は固定化することができない点にある。万葉集を例にとると、万葉集は万葉仮名で書かれていたため、平安期に入るともう訓み方がわからなくなってしまっていた。そのために初期の研究は訓み方の研究から始まる。これらの研究を集大成したのが、仙覚の『万葉集注釈』と言われている。この書の形式は「注釈書」であるが、研究の中心は定本を作るための校訂にあった。次に登場する『詞林采葉抄』は難解な語句を注釈する「注釈書」ではあるけれども、原文が断片的であるため、NCR1965 でいう「注釈書」の枠に入らない。契沖の『万葉代匠記』は、名実ともに「注釈書」の体裁を備えたものであるが、その師匠である下河辺長流の『万葉集管見』は、注釈部分は頭注程度の分量しかないが、古人の説をそのまま挙げるのではなく、彼の見識によって書かれている点に特徴があり、学界では「注釈書」としての地位を確保している。北村季吟の『万葉拾穂抄』は講義用の草稿であったもので、「講義書」にも該当する。そのため、NCR1965 は「注釈書」は原著（万葉集）を標目とするのに対し、「講義書」は講義者を標目とするので、標目の決定に混乱を招くことになる。

石田は、論 15 の最後に、斎藤茂吉著『万葉秀歌』に引用されている以下の 12 種類の「注釈書」を挙げ、NCR1965 の規定を適用した場合、「注釈書」に該当するのは、○を付した 5 点にすぎなかったと指摘している。

万葉集抄	仙覚撰
○万葉拾穂抄	北村季吟撰

- 万葉代匠記 契沖撰
- 万葉集僻案抄 荷田春満撰
- 万葉考 加茂真淵撰
- 万葉集槻落葉 荒木田久老撰
- 万葉集略解 橘千蔭撰
- 万葉集燈 富士谷御杖撰
- 万葉集攷証 岸本由豆流撰
- 万葉集檜孺手 橘守部撰
- 万葉集緊要 橘守部撰
- 万葉集古義 鹿持雅澄撰

さらに、大学における目録法の演習や講習会における調査の結果から得られた受講者の「注釈書」に対する反応の傾向を次のように報告し、「注釈書」の標目規定は、できるだけ早く旧版（1952年版）の規定に改めるべきであると提案している。

書名	著者表示	選ばれた標目	理由
万葉集注釈	沢瀉久孝著	沢瀉久孝 50%	(沢瀉久孝が著者であるから) (注釈書であるから)
		万葉集 40%	
万葉集講義	山田孝雄著	山田孝雄 50%	(山田孝雄が著者であるから)
		山田孝雄 40%	(講義書であるから)
		万葉集 5%	(注釈書であるから)
万葉秀歌	斎藤茂吉著	斎藤茂吉 85%	(斎藤茂吉が著者であるから)
		万葉集 10%	(注釈書であるから)

以上の調査によって、「著」という表示があれば、すべてに優先して著者を標目に選び、著者以外のものを標目として選ぶように規定しても、それを正確に守らせることは全く不可能に近いことを示している。

これは目録作業者が未熟であるからではなく、著者以外のものを標目に選ばせようとするところに無理があるからである。もしかりに上記の3書を1952年版『日本目録規則』によって標目を選ばせたならば、彼等はほとんど全員誤ることはなかったのである。(論 15, p. 71)

この論で興味深い点は、目録作業者が著者性を判断する場合に、時代状況によって変化してゆく「注釈書」の形態を追うことは困難であること、本文や注釈の多寡などの外形で決定すると、学界で定評を得ている「注釈書」を逆に取り逃がしてしまうということ、それより

も、著者表示（責任表示）に示されている役割表示に着目し、それらを確実に定義することが合理的かつ効率的であることを示唆している点であろう。

あとがき

NCR1965 の標目規定に対する石田公道の批判を、無著者名古典、諸版、注釈書の 3 点に絞って紹介した。彼の 15 の論文には、その他に講義書、勅撰書の規定、役割表示の問題を論じたものがある。それよりも重要な成果は、わが国の古典にも大きな影響を与えている中国の古典の成立を著者意識と編さん意識の観点から跡付けた点に求められるであろう。

2013 年 8 月 22 日付けの日本図書館協会目録委員会と国立国会図書館収集書誌部連名の『日本目録規則』改訂の基本方針⁹⁾は、次のように述べている。

新しい『日本目録規則』（NCR）は、FRBR（Functional Requirements for Bibliographic Records）モデルに基づくこと、従来目録からの継続性を保つこと、日本で使用可能な規則であることが必要である。

具体的には、典拠コントロールを重視するがその際は日本の状況を踏まえた現実的な対応をすること、コア・エレメントについての RDA（Resource Description and Access）を参考にした規定、書誌階層の考え方の継続、構成部分へのアクセスの徹底、和古書漢籍の十分な扱い、日本語資料の豊富な実例の記載が必要である。

FRBR モデルに基づくならば、「著作」の識別が中心的な課題の一つとなる。また「和古書漢籍の十分な扱い」や「日本語資料の豊富な実例の記載」が、NCR 改訂の具体的な課題として挙げられているが、RDA（ないし AACR2）における「1500 年以前に創作された著作」（Works Created before 1501）という条項に対応するような和古書漢籍に関する著作規定はこれまでほとんど手付かずである。また、和古書・漢籍に限らず、著作に関連する役割指示子（Relationship Designators）の直訳ではない日本語版が必要となるであろう。45 年前の論文を紹介したのは、このような課題に取り組むために役立つのではないかと考えたからである。NCR1952、NCR1965 およびここに紹介した 15 の論文を是非参考にしていただきたい。

本研究は、(C) 科学研究費基盤研究(C) 課題番号 25330391（研究課題「情報環境の変化に適切に対応する書誌コントロールに関する研究」）の助成を受けた成果である。

注)

1) 志保田務『日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究』学芸図書, 2005.5, p. 99

- 2) 『日本目録規則 新版予備版』 日本図書館協会, 1977.12, p. ii
- 3) 石田公道の自費出版自伝『孤雲抄』 1977.2 による。なお、この自伝には、ここで紹介する NCR1965 批判についての言及はない。
- 4) 『日本目録規則 1965 年版』 日本図書館協会, 1965.5, p. 162
- 5) 前掲 2), p. 74-75
- 6) 『日本目録規則 1987 年版』 日本図書館協会, 1987.9, p. 280
- 7) 「国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第 2 章 図書」適用細則」(2012 年 1 月) <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/tosho201201.pdf> (最新アクセス日: 2014 年 2 月 27 日)
- 8) 『日本目録規則 1987 年版 改訂 3 版』 日本図書館協会, 2006.6, p. 385
- 9) <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/newncrpolicy.pdf> (最新アクセス日: 2014 年 2 月 27 日)

(わなか みきお 大阪学院大学)

(2014 年 2 月 28 日受付)

(2014 年 3 月 12 日受理)